

## 桶川市地域ふれあい事業補助金交付要綱

(平成12年3月31日告示第37号)

(平成15年3月27日告示第27号)

(令和5年3月30日告示第48号)

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）で実施している地域ふれあい事業（以下「ふれあい事業」という。）に対し、補助金を交付することにより、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助金の対象となる事業はふれあい事業とし、対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）はふれあい事業の運営に直接必要となる経費とする。

(補助金の額及び交付方法)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、ふれあい事業実施団体1か所当たり年額2万円を上限とする。ただし、実施期間が12月未満のときは、2万円を12で除して得た額に当該実施期間を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を上限とする。

2 補助金は、その全部を概算払により交付する。

(申請及び決定)

第4条 市社協は、様式第1号の桶川市地域ふれあい事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査の上、市社協に対してその可否を様式第2号の桶川市地域ふれあい事業補助金交付（不交付）決定通知書により、通知するものとする。

(請求及び交付)

第5条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた市社協は、速やかに様式第3号の桶川市地域ふれあい事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市社協に対し補助金を交付するものとする。

(事業報告等)

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付を受けた市社協は、事業の実績報告書を市長に対して、桶川市補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号）第6条の規定により、年度終了後の4月30日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定するほか必要があるときは、市社協に対し、定期又は随時に事業について状況等を報告させ、実地調査し、又は必要な指示をすることができる。

(額の確定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときはその内容を審査し、補助金の額を確定したときは様式第4号の桶川市地域ふれあい事業補助金確定通知書により市社協に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の額の確定を受けた市社協は、当該確定を受けた額が第5条第2項の規定により交付を受けた概算払の額より少ないときは、その差額を市長が指定する日までに返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、特に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度以後桶川市地域ふれあい事業補助金について適用する。

様式第1号（第4条関係）

桶川市地域ふれあい事業補助金交付申請書

年 月 日

桶川市長

社会福祉法人桶川市社会福祉協議会  
会長 印

1 申請額

2 内訳

名 称	住 所	事業内容	備 考

様式第2号（第5条関係）

桶川市地域ふれあい事業補助金交付決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

社会福祉法人桶川市社会福祉協議会

会長 様

桶川市長



年 月 日付けで申請のありました桶川市地域ふれあい事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付 補助金額  
条件
- 2 却下  
理由

様式第3号（第5条関係）

桶川市地域ふれあい事業補助金交付請求書

年 月 日

桶川市長

社会福祉法人桶川市社会福祉協議会

会 長



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった桶川市  
地域ふれあい事業補助金について請求します。

1 交付請求額

金 円

2 振込先

金融機関	銀行・信用金庫 組 合・農 協 ( )	本 店 支 店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

様式第4号（第7条関係）

桶川市地域ふれあい事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

社会福祉法人桶川市社会福祉協議会

会 長 様

桶川市長

印

年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、次のとおり桶川市地域ふれあい事業補助金の額を確定したので通知します。

交 付 確 定 額 (A)	金 円
概 算 払 交 付 額 (B)	金 円
返 還 額 (B) - (A)	金 円